

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 既に婚姻をしている者の未成年者控除

Q : 相続人の中に満19才の次男がいますが、既に結婚しています。

ところで、民法上は、未成年者であっても既に結婚している者は成年に達した者として取り扱われると聞きました。相続税の申告に当たって、この次男については、未成年者控除の適用がないのでしょうか。

A : 未成年者控除の適用の要件を満たしていれば、その適用があります。

【解説】

相続税法における未成年者控除は、未成年者が成年に達するまでの間の養育費等の負担を考慮して、一定の金額を相続税額から控除しようという趣旨のものです。

具体的には、相続又は遺贈により財産を取得した者が、①日本国内に住所があり、②被相続人の法定相続人であり、③年齢が満20才未満である場合に、その未成年者が20才に達するまでの年数1年（1年未満の端数は1年とします）につき6万円の割で計算します。

なお、相続税法は、相続人が20才未満である場合においては、未成年者控除額を控除する旨を規定しており、その相続人が民法の規定により成年に達した者とみなされたかどうかは、未成年者控除の適用の要件とはされていません。

したがって、ご質問の場合の次男の方についても、上記のすべての要件を満たしている限り、相続税額の計算上は未成年者控除の適用を受けることができます。



KIMIYO-I